

日時：平成25年9月11日（水）15時

場所：三番町共用会議所2階「大会議室」

水産政策審議会第62回資源管理分科会 議 事 録

水 産 庁

水産政策審議会第62回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成25年9月11日（水）15時11分

閉会 平成25年9月11日（水）16時21分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	亀岡 洋一	川崎 一好	鈴木 徳穂	鈴木 敬幸
	長瀬 一己	長屋 信博	山川 卓	山下 東子
特別委員	安部 敏男	大久保照享	加澤喜一郎	川越 一男
	佐矢 隆	高橋 健二	千葉 康則	長元 信男
	野村 義也	濱田 武士	本間 新吉	松本ぬい子
	谷地源士郎	横内 武久		

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 枝元資源管理部長 熊谷管理課長

加藤資源管理推進室長 内海漁業調整課長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1 開 会	1
2 議 事	2
(協議事項)	
①分科会長の選任について	2
②分科会長代理の指名について	3
(諮問事項)	
諮問第232号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定 に基づく基本計画の検討等について	4
諮問第233号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省 令について	8
(報告事項)	
・第1種特定海洋生物資源の採捕数量について	11
(その他)	18
3 閉 会	18

○管理課長 それでは、前の会議が長引き、準備の関係もございまして、若干定刻より遅れましたが、ただいまから第62回「資源管理分科会」を開催させていただきたいと思います。

私、管理課長の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本会議場のマイクの使用方法について御説明したいと思います。御覧のように、テーブルの各席にはマイクが設定されております。御発言をされる場合には、マイク根元付近にございます緑のボタンを押していただきたいと思います。赤いランプが点きましたら御発言のほうをよろしく願います。また、発言が終わりましたら再度ボタンを押していただきましてマイクを消していただくということで、よろしくお願いいたします。なお、マイクから遠い場合につきましては、事務局のほうでマイクを持って参りますので、そちらで御発言をよろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。なお、特別委員におかれましても14名全員の方に御出席いただいております。

本日は、委員改選後、最初の分科会でございます。分科会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきたいと思います。

では、まず配付資料の確認をさせていただきたいと思います。袋の中にある資料でございますが、議事次第、資料1、資料2、資料2-1、資料2-2、参考資料、資料3、資料4が袋の中にございます。これとあわせまして、別途「漁獲可能量（TAC）制度の概要」という資料をお手元の机の上に配らせていただいております。もし過不足等ございましたら、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、水産庁次長の宮原から御挨拶を申し上げます。

○水産庁次長 どうも、こんにちは。きょうは水産政策審議会資源管理分科会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。もう3つ目の会議になる方もおられると思っておりますので、あいさつもごく短くさせていただきます。

本日、改選後ということで、新たに委員を引き受けていただいた方々、それから、継続して委員を務めていただく方々、皆様方の御就任に対して心より御礼を申し上げます。

資源管理分科会は、大変多岐にわたる問題をこれから審議して参ります。是非、皆様方の御助言・御協力によりまして建設的な結果に導いていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

きょうも忌憚ない御意見をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

ありがとうございます。

○管理課長 本日は委員改選後初めての分科会でございますので、私のほうから資料1の名簿に基づきまして委員の紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、亀岡洋一委員でございます。

川崎一好委員でございます。

鈴木徳穂委員でございます。

鈴木敬幸委員でございます。

長瀬一己委員でございます。

長屋信博委員でございます。

山川卓委員でございます。

山下東子委員でございます。

続きまして、特別委員を御紹介させていただきます。

安部敏男委員でございます。

大久保照享委員でございます。

加澤喜一郎委員でございます。

川越一男委員でございます。

佐矢隆委員でございます。

高橋健二委員でございます。

千葉康則委員でございます。

長元信男委員でございます。

野村義也委員でございます。

濱田武士委員でございます。

本間新吉委員でございます。

松本ぬい子委員でございます。

谷地源士郎委員でございます。

横内武久委員でございます。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶申し上げた宮原次長でございます。

資源管理部長の枝元でございます。

漁業調整課長の内海でございます。

資源管理推進室長の加藤でございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

本日は、協議事項が2件、諮問事項が2件、報告事項が1件でございます。よろしくお願いたします。

まず、協議事項の「①分科会長の選任について」を御協議願います。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、委員の互選により選任することとされております。いかがいたしましょうか。

長屋委員、お願いします。

○長屋委員 前期分科会長をお務めいただきました山川委員に引き続き分科会長に御就任いただけたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

○管理課長 ただいま長屋委員から山川委員を推薦する発言がございましたが、その他発言ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○管理課長 それでは、異議が無いようでございますので、山川委員を分科会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○管理課長 それでは御就任いただき、これからの議事進行をお願いしたいと思います。どうぞ、山川委員、お願いいたします。

(山川委員、分科会長席へ移動)

○山川分科会長 では、一言御挨拶申し上げさせていただきたいと思います。

当資源管理分科会の会長を拝命しました山川でございます。大学では水産資源の研究を行っております。

我が国周辺の水産資源は、TAC制度が開始された当初から比べますと、資源水準で高位、中位、低位と分けた場合に、中位以上の水準を持っている資源、あるいは低位であっても最低水準を脱しつつあるというような資源の数が増えているのではないかと。そういう印象を私は持っております。

ただ、まだ予断を許さないような資源、系群とか、まだまだ今後注意して見ていかないといけないような資源、系群、そういったものもあるように思いますし、社会的にも水産資源の減少や水産資源管理、こういったものに関する一般の方々の関心も高まっているように感じております。水産資源の国民への安定供給、そういったことから、この資源管理分科会の役割というものはますます今後高まっていくものだろうと考えております。

つきましては、当分科会の委員の方々の活発な御議論・御協力をいただきながら、それから、事務局の水産庁の方々の御協力を得ながら、円滑かつ実りの多い審議に努めていければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、座って、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日、審議いたします協議事項の「②分科会長代理の指名について」ですけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定によりますと「分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」となっております。つきましては、私のほうから引き続き山下東子委員に分科会長代理をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、山下委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

○山下委員 よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 次に、諮問事項につきまして審議したいと思います。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

まず、諮問第232号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○管理課長 それでは、資料2を御覧ください。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

25水管第1346号
平成25年9月11日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第232号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

今回、分科会としての初のものでございますので、まずTAC制度ということについて簡単に御説明した後、資料2を説明していきたいと考えております。

お手元の袋とは別に「漁獲可能量（TAC）制度の概要」と記した資料がございます。これに基づきまして説明いたしますが、あわせて図表関係がございますので、横に置いていただければと思います。

TAC制度につきましては、平成6年に発効した国連海洋法条約に基づくものでございます。

我が国は、平成8年に国連海洋法条約を批准しております。この批准に当たりまして、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を制定したということでございまして、平成9年からTAC制度を導入しております。

TACの対象となる魚種でございますが、図のほうも参考にしていただきたいのですが、漁獲量が多く、経済的な価値が高い魚種。資源状況が極めて悪く、緊急に保存・管理を行うべき魚種。我が国周辺水域で外国漁船により漁獲される魚種。こういったもののいずれかに該当して、漁獲可能量を決定するに足る科学的知見の蓄積があるというものを政令で定めております。

現在、7魚種を設定しておりますが、それぞれ漁業実態、魚種の生態、こういったものに応じまして、管理期間を1月から12月、4月から翌年3月、7月から翌年6月という形で設定させていただいております。

TACの設定に関しましては、横になっている図表の2枚目でございますが、毎年、水産総合研究センターが都道府県の協力を得まして算出する生物学的許容漁獲量（ABC）に漁業経営状況等の要因を加味して、水産政策審議会の意見を聞いて決定するものです。

ABCにつきましては、今、申し上げたように、各種の水揚げ、調査船による調査、その他標本分析、資源状態の解析を経まして、ABCという形で、外部有識者の意見も踏まえまして算出しているということでございます。

そして、先ほど申し上げましたように、ABCと漁業経営状況、それから、この審議会の前のパブリック・コメント、こういったものを経て基本計画の原案をつくり、今回、水産政策審議会の意見を伺った上で基本計画を変更するというものでございます。

設定されたTACにつきましては、大臣管理漁業の漁業種類ごとに、それから、知事管理漁業につきましては都道府県ごとに配分をするということにしております。都道府県においては、必要に応じまして漁業種類ごとに配分するというところでございます。それぞれ国で基本計画、そして都道府県でも基本計画をつくるということでございまして、この基本計画の中に資源の管理に関する基本方針、資源の動向、TACの数量や配分というものが記載されております。

お手元に厚い資料があると思いますが、これが基本計画でございます。本日は、非常に長い内容になっておりますので、説明は割愛させていただきますが、先ほど申し上げたように、TACの数量や配分、基本的なものはこれに記載してございます。

それでは、資料に基づきまして、今回のマイワシのTACの期中改定につきまして御説明したいと思います。資料2-1、資料2-2をお手元に御準備いただきたいと思っております。

資料2-1にございますように、今回のTACの変更と申しますのはマイワシでございます。既に昨年11月の当分科会におきまして審議いただきましたが、その後、資源評価の再評価が行われまして、それに基づきまして、今回、期中改定を行うものでございます。

なお、この期中改定を行うルールがございまして、参考資料でお配りさせていただいております「TAC（漁獲可能量）期中改定の基本ルール」ということで、平成21年5月公表、

平成 21 年 11 月に一部改正されております。この中で 3 つのケースがございますが、今回のものは資源再評価結果に基づく TAC の改定ということでございます。

資料 2-2 を御覧ください。具体的な数字等を記載しております。

幾つか色分けされておりますが、今期の当初の TAC（漁獲可能量）を設定する基礎となった ABC が黄色のところでございます。再評価の結果が緑ということでございます。マイワシの太平洋系群では当初 32 万 2,000 トンが、若干減りましたが、再評価の結果、29 万 2,000 トン。対馬暖流系群につきましては、3 万 8,000 トンと見込んでいたのが 9 万 6,000 トンと大きく増加しております。合わせて当初 36 万トンが ABC の合計値でございましたが、これが 38 万 8,000 トンになったということでございます。

今回の TAC の数量の増加の要因でございますが、今、御説明した対馬暖流系群の資源量が当初の予想より大きく増大している、良好であったという結果となっております。平成 24 年の親魚量が増加し、資源水準が中位に移ってきております。25 年の当初の TAC 設定では、今後 10 年間で Blimit に回復するという漁獲シナリオで算定した数字が 3 万 8,000 トンでございました。この Blimit と申しますのは、資源回復措置を講じる資源量の閾値、マイワシの場合は 10 万トンでございますが、10 万トンより少ない場合にはそこまでの回復措置を図るという数字でございます。

今回、この閾値を超える親魚量が再評価の結果求められたためでございますが、その中で漁獲シナリオが幾つかございます。今回は親魚量の維持ということを基本に、ABC を 9 万 6,000 トンに設定しようとしたものでございます。この結果、先ほど説明いたしました、ABC が合計値で 38 万 8,000 トンとなったことから、これと同数量の 38 万 8,000 トンを TAC として設定しようというものでございます。

その上で、TAC の漁獲の配分ということにつきましては、もう一度資料 2-1 にお戻りいただきたいと思っております。

色でマークしたところでございますが、これが改定のものでございます。先ほど申し上げましたが、全体量が 38 万 8,000 トンとなったことを踏まえまして、大臣管理分である大中型まき網に、従前の漁獲実績を考慮した比率に基づきまして 1 万 5,000 トンを追加配分して、20 万 3,000 トンとしたいと考えております。

また、2 ページの島根県でございますが、今漁期、マイワシの漁獲がいいということから消化状況が高いということから、島根県からも要望がございます。そういったことから、今回、3,000 トンを追加配分したいと考えております。

3 ページ目でございますが、この 3,000 トンを追加する根拠としましては、現在の漁獲見込み、今後の伸びを試算した場合にこういう数字になるということ踏まえたものでございます。

なお、島根県以外の都道府県からは、特段御要望がない、また既存の配分枠における消化率も低いということから、今回は当初配分どおりとしたいと考えております。

以上、平成 25 年漁期のマイワシ TAC の期中改定及び配分についての御説明でございます

が、先ほど申しあげましたように、この審議会の前にパブリック・コメントを行ったところ、1件の匿名、住所を伏せた方からのコメントがございました。マイワシ資源への影響についてのものがございます。

この点につきましては、今回の期中改定は資源の科学的な再評価を踏まえているものがございます。この改定がマイワシ資源の持続性に悪影響を与えるものではないと考えておりまして、今回のものとしております。いずれにしましても、今後とも、関係都道府県、漁業者と協力しまして、マイワシ資源の適切な管理に努めていきたいと考えております。

以上、諮問第232号に係る説明は終わらせていただきたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

マイワシにつきまして、特に対馬暖流系群の資源が増加している。それで、当初の資源評価の値よりも、再評価したら資源が上方に修正されて評価された。これまで資源水準で低位という評価だったものが中位の部類に入ってきているということで、全体としてABCも上方に修正された。そういったことに伴って、TAC36万トンから38.8万トンにふやしたいということです。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問・御意見等がございましたら、よろしくお願いたします。

濱田委員、お願いします。

○濱田特別委員 島根県は、中型まき網の生産量の今後の動向でということ解釈してよろしいでしょうか。

○管理課長 島根県については、ほとんどが中型まき網でございますが、漁獲量全体としましては、その他のものを含めて島根県全体の漁獲量の推移という見込みでございます。

○山川分科会長 他にございますか。

野村委員、お願いします。

○野村特別委員 ちょっと教えてもらいたいのですけれども、最初のコホート解析でABCの3.8が9.6に3倍近く増えたというのは、最初の計算が間違っていたということですか。確認しておきます。

○管理課長 漁獲情報、さまざまな情報とその時点の最新のものを使っているということでございますので、昨年から今年にかけて新しい情報を追加した結果、こうなった、改定されたということでございます。ですから、そこまで資源が増加しているという兆候が、それまで得られた調査結果からは解析できなかったということだと理解しております。

○野村特別委員 結構でございますけれども、うれしい誤算と言っても漁業者にはいいわけですが、やはり他の資源にもそういう解析というのは影響するものですから、そこあたりは正確にやってもらいたいと。

以上です。

○山川分科会長 他にございますか。

特になければ、諮問第 232 号につきましては原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第 233 号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の内海ですが、私のほうから諮問第 233 号の説明をさせていただきます。

まず、本日の資源管理分科会は委員改選後の初めての開催でございますので、大方の委員の方々は御承知だと思いますが「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」の概要と本分科会への諮問について、その概要の説明をまずさせていただきます。

「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」は、漁業取締りや漁業調整のために、漁業法第 65 条第 2 項及び水産資源保護法第 4 条第 2 項の規定に基づいて農林水産大臣が定めております農林水産省令であります。

また、指定漁業とは、漁業法第 52 条の規定に基づき政令で指定されている漁業でありまして、この漁業を営もうとする者は農林水産大臣の許可を受けなければならないということになっておりますが、沖合底びき網漁業や大中型まき網漁業、遠洋カツオ・マグロ漁業など 13 種の漁業が現在、指定漁業となっております。

この省令は、指定漁業に関して許可の申請手続、許可証の船内の備えつけ、漁獲成績報告書の提出等、さらには指定漁業種類ごとに操業禁止区域や水産動植物の採捕禁止措置を定めているものであります。特にカツオ・マグロのような、いわゆる高度回遊性魚種については、中西部太平洋まぐろ類委員会や大西洋まぐろ類保存国際委員会のように、各地域漁業管理機関において資源管理が行われ、必要な保存管理措置が定められておりますが、当該保存管理措置について本省令などで規定することで国内法令上の担保を図っているということでもあります。

また、本省令を定めようとする際は、漁業法第 65 条第 6 項及び水産資源保護法第 4 条第 6 項の規定に基づき、水産政策審議会の意見を聞かなければならないとされておりまして、本日、皆様に「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」の一部改正についてお諮りをするという次第であります。

以上が省令の概要とこの諮問の必要性についてであります。

それでは、今回の具体的な省令改正について、お手元の資料 3 に基づき説明をさせていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

25水管第1072号
平成25年9月11日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第233号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、具体的中身ですが、1枚おめくりをいただきまして、2枚目に説明をつけております。これを御覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

インド洋の海域におけるカツオ・マグロ類等高度回遊性魚種については、混獲魚種に係る採捕の規制も含めまして、インド洋まぐろ類委員会において資源管理を行い、そのために必要な保存管理措置が定められております。

また、この保存管理措置については、指定省令第17条の規定に基づく別表第2において必要な規制措置を規定することにより、国内法令の担保を行っているところであります。

本年5月に開催されましたインド洋まぐろ類委員会において、鯨類及びジンベエザメの保護を目的として、まき網漁業に関して、投網前に鯨類やジンベエザメを視認した場合、これらに集まる魚群に対する操業、いわゆる鯨付き操業やジンベエザメ付き操業を禁止すること。2つ目としまして、メジロザメ科に属するサメの一種であります。ヨゴレというサメについて、この保護を目的に、ヨゴレの船上保持、転載、陸揚げまたは貯蔵を禁止することを内容とする保存管理措置が採択されております。

本件は、これを担保するため、指定省令別表第2を改正し、インド洋の海域における大中小型まき網漁業の鯨付き操業及びジンベエザメ付き操業を禁止するとともに、同海域における遠洋カツオ・マグロ漁業のヨゴレの採捕を禁止する内容となっております。

なお、これらの措置と同様の措置が既に中西部太平洋まぐろ類委員会において採択されておまして、この海域においては指定省令においてもこの点の担保が行われているところであります。関係する漁業者団体は、インド洋のまぐろ類委員会等々にも参加をしまして、この内容について承知をしていただいているところであります。

改正の施行期日につきましてですが、この保存管理措置の発効期日がインド洋まぐろ類委員会より9月14日と通知されておりますので、また先ほど言いましたように、関係する

我が国漁業団体がこの措置を遵守する旨、表明をいただいているということを踏まえまして、9月14日という期日を予定しております。

以上が諮問第233号の概要であります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

インド洋の大中型まき網の鯨付き操業、ジンベエザメ付き操業、遠洋カツオ・マグロ漁業のヨゴレの採捕の禁止、こういったことをごさいますけれども、ただいまの御説明に關しまして、御意見・御質問等がありましたら、よろしくをお願いいたします。

お願いします。

○鈴木敬幸委員 地域漁業管理機関で採択された管理措置に基づく国内法の整備に関して、漁業者として当然これを遵守します。

しかし、昨今の地域漁業管理機関は、主たる目的であるマグロ類の管理措置もまともに構築されません。混獲生物等の管理措置が執拗に導入されていることに問題があると考えています。資源問題があり、その混獲を抑制する必要があるために管理措置を導入することは漁業者として十分理解できますが、混獲生物の場合、科学的根拠も曖昧で、データ収集もままならない状況にあると思います。予防的措置や感情論、環境保護団体の圧力等により管理措置を導入しようとする際には、水産庁としても毅然とした対応をしていただきたいと思っています。

また、昨今ではサメヒレやサメの船上保持を禁止している地域や国もあり、そのような国の港の利用やEEZを航行する漁船に対し拿捕すると言っている国もあります。そのような国に寄港せざるを得ない場合、漁業者としては安全航行・操業のために漁獲したサメを投棄せざるを得ないこともあります。これまで資源の有効利用を促進してきた日本として、国連海洋法条約などの国際法に基づき、毅然とした対応で外国政府に対して我が国漁船の正当性を伝え、かつ安全操業の確保に最大限の努力を払っていただきたいと思っています。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御意見は、御要望として承ったということでしょうか。

では、よろしくをお願いいたします。

他にございますでしょうか。

特になければ、当諮問第233号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということにさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第232号、諮問第233号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます、答申書を次長のほうにお渡しさせていただきたいと思っております。

答 申 書

25水審第11号
平成25年9月11日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会
会 長 山下 東子

平成25年9月11日に開催された水産政策審議会第62回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

- 諮問第232号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 諮問第233号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

(分科会長から水産庁次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告を希望しておられる事項が1件あります。報告事項「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」ということで、事務局から御報告をお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、本日お配りしております資料4を御覧いただきたいと思っております。第1種特定海洋生物資源の採捕数量、TAC魚種の採捕数量についての御報告でございます。

まず、資料4の1ページ目につきましては、TAC魚種ごとに設定されました漁獲可能量、それに対応する採捕数量ということで整理をしております。この資料の中で黄色くマーカーをしておりますところにつきましては、昨年の7月から今年の6月までの漁期ということで、終了したデータが出ております。その他のところにつきましては、現在も漁期中ということでございます。

次に、ページをめくっていただきますと、それぞれのTAC魚種ごとに大臣管理分と都道府県知事管理分のそれぞれのTACと採捕数量、3ページ目には都道府県知事管理漁業におきますそれぞれのTAC魚種の採捕数量の一覧ということで整理をしております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。

特にございませでしたら、報告事項につきましてはこれで議論を終了ということにしたいと思ひます。

次に、その他に移りたいと思ひます。事務局から何かございませすでしょうか。

事務局からは特にないようすので、この機会に、本日の議題にかかわらず何でも結構ですので、御発言を賜りたいと思ひます。

お願ひします。

○谷地特別委員 JA（JASFA）いかに谷地です。よろしくお願ひします。

スルメイカのTACについてです。スルメイカについては大臣許可と県知事許可の2つがあるのですが、TACの会議に出てきますと、スルメイカは全国全部が若干という言葉になっています。若干というのはどういうことですかと言ったら、他の魚種に影響のない数字、こういう説明なのです。

去年の実績を見ますと、県知事の許可区でスルメイカは全体で3万6,850トン獲っています。それに対して我々の釣りイカは、沖底で2万2,000トン、まき網で1万1,700トン、中型イカ釣りでは3万4,000トン、小型で3万7,000トンと、大体同じような数字で獲っているわけなのです。これが果たして、他の魚種に対して影響がないかということが大変矛盾を感じるわけです。ここは農林水産大臣許可の会議なのですが、TACという会議でもあるので、これからこれを改善して行ってほしいと思ひます。

ちなみにサンマなんかは、ちゃんと北海道は県知事の許可区でも3万2,000トンと数字をあらわしているものですから、スルメイカについても何トンという数字を与えて管理するのがTACの基本的な考え方ではないかと思ひます。

○山川分科会長 スルメイカの「若干」という割り当て方法に関することについての御意見ですけれども、何か水産庁のほうからございませすでしょうか。

○管理課長 先ほどお配りしました「漁獲可能量（TAC）制度の概要」の中に基本計画というのがございませす。基本計画の11ページのところに「都道府県別に定める数量」という記述がございませす。この中で「若干」というものはどういう考え方で設定しているかを記述させていただきます。

数量を明示していない都道府県は、スルメイカでございませすが、漁獲実績がおおむね100トン未満ということで、資源に対する圧力等が無視できるほど小さいことから漁獲可能量による管理をする必要がないということでございませすが、こうした場合においても現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努力するというようなことをこのところで記載させていただきます。

先ほど谷地委員のほうからございませしたのが、そういった中、むしろ専獲的に獲る魚種の問題がございませす。定置も含めたものでございませすが、この定置というのは待ちの漁業

でございます、こういったものについて数量管理をするというのは非常に難しい面があるということでございます。

基本的な考え方としましては、現状以上に漁獲努力量を増大させない。その中で数字をしっかりと把握していくということが重要なポイントではないかと思っております。また、そういった中で漁獲量が大きくなった場合、それをどう考えるかということにつきましては、定置といったものについてどういう資源管理の方法がとれるかということについては改めて議論していく必要はあるかと思えます。

以上でございます。

○山川分科会長 谷地委員、いかがでしょうか。

○谷地特別委員 今、100 トンと言っていましたけれども、そんな桁ではないですから。

○資源管理推進室長 申しわけございません。100 トンと申しますのは、あくまでも定置というよりも、専獲的に獲るようなイカ釣り漁業とか、そういったものでございますので、御理解ください。先ほど申し上げた定置につきましては、この数字とは別でございます。よろしく申し上げます。

○谷地特別委員 別に獲るなというのではなくて、サンマもきちんと数字、値が出るものですから、スルメイカも数字で管理すべきだと思うのです。私たちも数字で管理されているものですから、公平にやってもらわないと、片や規制をかけられて、片や無制限に獲ってしまうということであれば、TAC という意義が全然なくなるのではないのでしょうか。

○水産庁次長 このあいだ、魚種は違うのですが、マグロのときも、定置も含めて、資源管理である以上、漁業に参加している者は全部参加してやれることをやらないとだめだというお話をしたばかりですので、イカについてもそういう局面であればまた考えなくてはいけないし、やはり資源管理は漁獲する人が全部参加するという基本を今後とも水産庁としては追求していきたいと思えます。

○山川分科会長 では、そういうことでよろしく御検討くださいますようお願いいたします。

他にございますでしょうか。

佐矢委員からよろしくようお願いいたします。

○佐矢特別委員 佐矢です。

本日の第1の諮問事項のイワシのTACの増枠につきましては、増加傾向にあるイワシを適切に改定していただいたことに大変感謝しておりますし、現場も大変喜ぶと思えます。

ところが、今後、増加傾向にあるイワシは爆発的な増加が予想されます。そのときに、今のようなTACの改定で間に合うのか。そこで、今後、爆発的にイワシが増加するような場合は、もっと別のルールをこの分科会でお考えいただくことはできないかと提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山川分科会長 それにかわるルールと申しますと、何か具体的な案みたいなものはございますか。

○佐矢特別委員 いえ、まだ。

○野村特別委員 うれしい誤算だからいいのですよ。

○佐矢特別委員 今、野村委員が言ったように、ABC の誤算が増えればうれしいことなのですけれども、そのときに余り遅いような改定では間に合わないのかなと思うところがございます。

○山川分科会長 資源の再評価をできるだけ実態に合うように迅速にさせていただく、そういったことで何とか対応するというような形にしていくしか具体的なやり方としてははないのかなというふうにも思うのですけれども、いかがですか。

野村委員、お願いします。

○野村特別委員 いずれにしても、すぐ留保枠で対応するというので、この前の広域委員会でもそういうお話を伺っております。

それよりも、今のイワシとは違うのですけれども、やはり獲れたときにはすぐに対応してやる。私は鹿児島ですけれども、サバにしても獲れるときは爆発的に獲れる、そういう傾向がある。その中で、やはりいつも留保枠ということでやってもらっているのですけれども、一旦決めた TAC のルールというのは、だんだんそういうことで留保枠でいったら、本当に資源管理できるのだろうかというのがまず 1 点です。

鹿児島県のまき網で皆さんから深刻に訴えられるのは、マアジですけれども、鹿児島の知事枠と大臣枠のあり方が違うというのはおかしいではないかという話です。いつも知事枠はこれだけですと。ことしの鹿児島の枠は 5,000 トンですか。大中型のは全国枠で把握できない。そこら辺はどうなっているのかということ聞かれるので、わかっていたら教えてもらえれば助かります。

○山川分科会長 2つの議論がまざっているように思うのですけれども、後半のほうにつきましては、県知事許可と大臣管理の配分というか、管理をどうするかという問題で、前半のものは、資源が増加する局面で資源評価が追いついていないではないか。現状のやり方にかわるような何かいいやり方はないのか。そういった話でございしますが、どうですか。

○管理課長 まず、前半部分の 1 点目でございますが、本日お配りしました期中改定ルールにもございますように、一旦決めた TAC をルーズに変えるということにはございません。しっかりした資源評価結果というのがある。それをベースにやるというのがやはり大原則でございます。

また、一旦決めたものを変えるということに慎重になるとともに、このルール上、改定は 1 回ということでございます。ですから、通常ですと資源再評価が今の時期、7 月ごろでございますので、これが唯一の改定の時期になるということでございます。やはり資源評価というのが資源については一番重要になると思っております。

2 点目の都道府県と大臣管理の配分のルールということでございますが、これはおおむね 3 年ごとの漁獲実績、過年度の漁獲実績等に基づきまして、大臣管理と知事管理分とい

うことで配分させていただきます。都道府県におきましても、やはり漁獲実績というのがベースになります。

大臣管理は、全国一本で漁業団体のほうに管理をお願いしておりますが、その中で過去の漁獲実績等々を踏まえながら、漁業団体の中でもそれを計画的に枠の中でしっかり抑えるために、各海域ごとの配分を行うなどの管理が行われていると承知しております。引き続き、そういった形でしっかりと管理をしていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ルールはルールとして、一応それに従って運営していくと申しますか、そのルールをもうちょっとこういうふうにしたらどうかとか、何かそういった具体的な提案がある場合にはまた御提案をいただいて審議していく。そういったことで対応していけばいいのかなというふうに思います。

現状のルールは、これまでいろんな工夫をしながらこういうルールになってきたという経緯もございますので、そこはとりあえず現状のルールに従って、そういったことでやっていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

今後、またこういった御議論がありましたら、よろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 1点だけ要望しておきたいのですけれども、資源管理の問題で、海洋における自然環境の変化が著しく、海水温がかなり高くなっていると聞いています。日本海は過去30年間で最高の水温だというような状況の中で、従来のABCの算定の基礎になる調査関係でございますが、過去のデータ、5年、7年のデータが本当に参考になるのかなというような現状になってきています。陸上の一般的な気温もそうですけれども、そういう状況の中で、調査海域の拡大なり、調査方法の精度をもう少し高くするなり、そういった観点で何らかの措置というものを講ずる時期に来ているのではないかと感じています。

特に、従来からお願いをしておりましたけれども、小樽地区ですが、日本海のスケトウタラも従来いなかったような海域に生息をする。水温によって、必然的に移動するのでしょうけれども、そういうこともありますので、TACの7魚種について精度を高めるようなものを工夫していただければなと思っております。

要望ということでお願いしておきます。

○山川分科会長 資源評価に関する要望ということでよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

長瀬委員、お願いします。

○長瀬委員 初めて参加させていただきまして、よくわからないのですけれども、ウナギについて今まで議論された経緯があるかどうかというのをまず1点お伺いしたい。

ウナギについては、資源が激減しているということは皆さん御承知のとおりと思います。TAC に対応が遅くて、爆発的に増えた魚が獲れないという問題はぜいたくな悩みで、それで増えた魚がいれば次の年はもっと増えるのです。獲らなければ増えるのですけれども、獲り過ぎるから減って、こういう規制を設けなければいけないということで、やはり私たちは反省をしなければいけないときに来ているのだと思います。

ウナギというのは、皆さん余り頭の中にもないかもしれませんが、海と川を行き来する魚で、1キロが250万円から275万円します。キロ単価ではどの魚よりも高い魚ではないかと考えているのですけれども、そのウナギが今、全然獲れない状況にあります。宮崎県でも希望枠は4トン700ぐらい来ます。でも、実際獲れるのは200キロ程度です。

そういう状況にある魚について、この会でどういう議論が過去になされたのか。今から先、そういうものについて目を向けることが可能なのかどうかということもあわせてお伺いをしたいと思います。

○山川分科会長 ウナギにつきましては、TAC 対象種あるいは資源回復対象種、そういったものにはなってございませんので、この資源管理分科会で直接それに関して議論することはなかったと思いますけれども、ウナギに関しまして、どういった御対応をお考えであるのか、水産庁のほうによろしくお願いいたします。

○水産庁次長 ウナギは、御案内のとおり、この3年間、非常に大変なことになっているので、小さいシラスを獲る人、大人のウナギを獲る人、養殖をしている人、こういう関係者全体で取り組む資源管理をしなければいけないということで、ようやくそれが緒についた状態です。

ただし、獲っている人というのは、日本だけではなくて、他にもいるということです。つい先週、五者協議ということで、日、中、韓、タイ、フィリピンということで会議を始めましたが、残念ながら、まだまだ道が遠いということで、具体策がなかなか打てない難しい資源だと思います。

資源自体もわかっていないのですよ。海にもたくさんいると言われているのですが、シラスが来ないこと自体が、全体の資源がどういうふうにいるのか、何を示しているのかもはっきりまだわからない状態で、何をすれば資源が回復するのかということについてもわからない。海流条件次第では来年増えるのではないかとことを言う人もいます。

そんな状態なのですが、待っているわけにはいかないので、管理体制をとにかく早急に獲るということで、来年の6月をめどに、国際的な管理も含めて、国内外の体制づくりに、今、取り組んでいるところです。

頃合いを見てというのは変ですけれども、状況の御報告みたいなことは、やはり関心の高い資源でもございますので、この分科会でもさせていただければと思います。ただ、大変難しいので、どこまでできるかというのはまだ自信がない状態でございます。

○山川分科会長 では、そういったことによろしくお願いいたします。

長瀬委員、よろしいでしょうか。

○長瀬委員 海のほうで資源の把握ができないというのは、莫大な広さがあるからわかりませんが、親ウナギのほうの漁獲高は、20年、30年前からすると、今は1割も出ていないのです。これは国の人も県の人も数字がないからおっしゃいますけれども、漁師が見れば一目瞭然です。川に潜るとどこでもウナギが頭を出していた時代がありましたが、今、ウナギを探してもいないのです。

私たちは、県から10月、11月は親ウナギの禁漁をしていただけないかという申し入れがありました。それはだめですねということで、10月から3月までの半年間、親魚の捕獲禁止をしました。なおかつ、各単協で、親ウナギは極力獲らない、生活をしている人だけは獲らせるけれども、新たに獲る許可を出さないというような取組を既にやっています。

国の対応としましては、どうしても二歩も三歩も遅れているのではないかと思います。場当たりのという言葉が正しいかどうかわかりませんが、数字がないことについては認めないのです。減少しているということも認めないのです。減少しているという数字がないと言うのです。でも、実際、川で漁をしている人たちは、獲れないことが事実です。それは明らかな事実としてわかっているのだから、既成事実として認めて、数字は後で追いかけるとして、規制を何か設けるという手だてを考えていただけるとありがたいと考えます。

○山川分科会長 ウナギの資源が減少していることは確かであろうというのは皆さん一致するところではあるのだらうと思いますので、どういうふうに管理していけばいいか。その管理体制の構築、そういったところからまず水産庁の御対応をいただくというようなことでよろしく願いいたします。

川越委員、お願いします。

○川越特別委員 兵庫県底（機船底曳網漁業協会）の川越でございます。

ズワイガニの資源のことについて、特にABCの算定の件についてです。A海域のズワイガニということで配分される中で、その資源評価、ABCの算定、国から押しつけられるもののABCというのは我々業界からしても少し不信を持つというか、当然、漁期前のトロール調査と漁獲実績報告も、恐らくそこらが多くのところに出てくるというふうに私たちは見えています。

最近、政令の特定水域というのですか、国からいろんな漁場整備ということで、フロンティア事業とかいろいろ、過去をさかのぼると、A海域でも26・27海区という保護育成礁があります。そういうところの資源評価、そういう保護育成礁の中で管理されているカニ等々の資源量については余り加味されずに、ただトロール調査と漁業者の漁獲実績調査等々が中心でABCを算定されるというのは、我々としては不信を持ちます。

近年、TACの設定が減少を指摘されているということで、漁業者は非常に困っているという状況です。インプットの部分でのコントロールというのは非常に真面目にこの業界はやっていると我々は感じているのですけれども、経営がぎりぎりぐらいのところまでズワ

イガニについては規制、TAC を押しつけられるというか、ABC イコール TAC というような状況の中で押し切られる状況になっています。

どうしても底物資源というのは、浮遊魚と違って一気に回復するものではございません。ですから、育成礁、保護増殖場というものが多くある中、当然そこからしみ出てくるものを漁業者は獲らせていただいています。やはりそういう部分の資源の状況も把握をしていただきたい。それを ABC の算定に何とか加味していただいて、もうこれ以上ぎりぎりのところまで、この 2～3 年のように一気に減少させられると漁業経営が成り立たなくなるというようなことですので、ABC の算定についてはそこらも十分加味していただきたい。

そういうことで、要請ということでよろしく申し上げます。

○山川分科会長 では、ズワイガニ資源評価に対する御要望、あるいは次回ズワイガニの TAC の算定、TAC の決定時における御議論、そういったものに反映させていただく。その時に、また御意見としていただく。そういったことで対応するということがよろしいですか。

他に御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

では、その他のところで、最後に今後の予定について事務局からございますでしょうか。

○管理課長 資源管理分科会の年間スケジュールについて、概略を説明させていただきます。

次の年の漁獲可能量（TAC）の設定の関係の御議論を、毎年 11 月、2 月、5 月の 3 回に分けて審議会のほうにお諮りしております。

また、先ほどございましたが、今回のような TAC の期中改定、省令改正、こういったものにつきましても、必要が生じた場合については別途の会合を開催させていただくということになります。

現時点の予定としては、次回は 11 月ごろを予定しておりますが、具体的な日時等につきましては、改めて個別に日程調整をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、他に特になければ、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうも、御協力ありがとうございました。